

生徒規定

1 校内生活

- 1.1 朝課外がある生徒は7時40分、課外がない生徒は8時35分に着席を完了しておくこと。
- 1.2 登校後の外出は認めない。但し、特別な事情による外出や早退をする場合にはHR担任に願い出て、必ず許可を得ること。
- 1.3 生徒として不必要な物、多額の金銭を学校内に持ち込まない。貴重品等は担任に預けること。また所持品には全て記名すること。
- 1.4 許可なくして次のような行為をしてはならない。もし必要な場合は担任、学年及び生徒指導部の許可を得ること。
 - 1.4.1 校内で訪問者と面会すること。
 - 1.4.2 集会、宣伝などを行うこと。
 - 1.4.3 金銭の徴収、賃借や物品の賃借又は売買をすること。
 - 1.4.4 印刷物等の配布、掲示物の掲示をすること。
- 1.5 校内での携帯電話、スマートフォンの使用は禁止とする。携帯電話等を校内に持ち込む場合は、電源を切りバッグの中に入れておく。詳細は規定による。使用が必要な場合は、担任等の許可を得ること。
- 1.6 情報機器（スマートフォン、携帯電話やchromebook等）の使用にあたっては、個人情報やプライバシーを侵害する行為、著作権等の知的財産権や肖像権を侵害する行為、及び公序良俗に反するような行為、その他これらを助長する行為を行ってはならない。

2 校外生活

- 2.1 他校の学校行事の見学・訪問・模試などによる外出は必ず制服とする。
- 2.2 原則、夜間外出（22時以降）は禁止する。保護者の同意を受けずに外泊はしないこと。
- 2.3 各種遊技場への立ち入りは学校（熊本市高等学校生活指導連盟申し合わせ）の規則通りとする。カラオケボックス・ゲームセンター・パチンコ店・麻雀荘・その他高校生にふさわしくない施設、場所へは立ち入らない。
- 2.4 校外で補導を受けたり、事故が発生した場合等は、すみやかに学校に連絡（報告）すること。
- 2.5 通学及び交通
 - 2.5.1 交通法規・交通マナーを遵守する。また、家族の自動車以外の相乗りは絶対しない。
※原付・自動二輪等、公共の場で運転するものの免許取得は原則認めない。
 - 2.5.2 自転車通学は防犯登録を行い、自転車保険に加入し、自転車整備店で点検整備を受け「TSマーク」貼付の上、所定の自転車通学許可願を提出し許可を得ること。整備不良の自転車は使用しないこと。また通学に際しては、ステッカーを所定の位置に貼付すること。違反した者は、通学許可を取り消すことがある。
 - 2.5.3 自動車等の免許取得については次のように定める。
 - 2.5.3.1 自動車学校入校は、3年生のみ認める。必要な者は所定の用紙に正当な理由を明記し、保護者署名・捺印の上、自動車学校入校許可願を担任を通して生徒指導部（交通安全係）に提出する。授業に差しつかえない場合のみ許可する。
 - 2.5.3.2 自動車学校への入校は、3年生の2学期末考査終了以降、許可願いを提出し入校を許可する。
 - 2.5.3.3 免許の取得は、卒業式後とする。
 - 2.5.4 他人運転の單車後方に乗らないこと。

3 整容について

3.1 頭髪

清潔かつ品位ある髪型で、高校生としての活動に適当なものであること。

- 3.1.1 パーマ、カール、染髪（脱色含む）及び、それに類する加工は一切禁止する。
- 3.1.2 前髪は目にかからない程度に整えること。
- 3.1.3 長い髪は肩の線に届いたら切るか、ゴム（黒・紺・茶）で束ねること。また、ヘアピンは派手でないもののみ許可する。
- 3.1.4 ヘアエクステンション、その他の装飾品の使用は禁止する。

3.2 装飾品

指輪、ネックレス、ブレスレット、ピアス、カラーコンタクト等を身に付けることは禁止する。

3.3 眉

眉は整える程度で、極端に剃ったり抜いたり、書き足したりしないこと。

3.4 その他

化粧、マニキュア、ネイルアート等、これに類することは禁止する。

4 服装について

熊本市立千原台高等学校における制服については、この規定により定める。本校の生徒はこの規定に従い制服を整え、高校生として品位のある端正な服装であること。

4.1 制服

4.1.1 学校指定の制服とする。夏服・中間服・冬服の着用期間は定めない。また、式典、対外行事についても原則制服着用とする。

4.1.2 厳寒期は登下校時の防寒着着用を認める。但し、華美でないものとし、原則校舎内では着用しない。

4.1.3 セーターの着用は学校指定のセーターのみを認める。

4.2 靴

ローファー、運動靴（ハイカット及びブーツ等は禁止）とする。派手なものは禁止する。

4.3 靴下

黒、紺の単色とする。くるぶしソックス、柄物は禁止する。

4.4 鞆 補助バッグ

通学に適しているものであること。

4.5 雨合羽

視認性の高い安全な製品のみ認める。自転車通学者については必須とする。

4.6 その他

4.6.1 事情により正規の服装ができない場合は、担任に申し出る。

4.6.2 制服を補正する場合は、担任に申し出て、生徒指導部より制服補正許可の発行を願い出ること。許可なしでの補正は認めない。

5 アルバイトについて

アルバイトについては、原則禁止とする。特別な事情がある場合は担任（学年会）を通して生徒指導部へ相談して、許可を得ること。

5.1 アルバイトの時期及び時間

5.1.1 原則、夏季・冬季・春季の長期休業中

5.1.2 学習等に支障をきたさない時刻。最大午後9時までとする。（夜間は認めない）

5.2 次に該当する生徒は、アルバイトに従事することを許可しない。

5.2.1 学校成績に欠点科目のある者

5.2.2 職場への距離が著しく遠い者

5.2.3 遅刻・欠席の多い者

5.2.4 健康上、特に注意を要する者

5.2.5 職場が生徒に適当でないと思われる場合（夜間営業・酒類提供・満18歳未満の出入り禁止場所等）

5.2.6 その他、許可するのが不相当と思われる場合（担任、学年判断）

5.3 アルバイトに従事する生徒は、生徒証明証とともに許可証を携帯しなければならない。

5.4 特別事項

5.4.1 特別の許可（平常時）にあたっては、保護者、生徒、担任の協議の上、保護者からのアルバイト許可願、理由書を添えて申し出、学年会の審議の後、生徒指導部で再度審議の上決定する。

5.4.2 アルバイトで不測の事故が発生した場合、保護者の責任とする。

6 改定について

6.1 本規定を改定する場合は、学級、評議会、生徒総会を通し生徒から、また保護者、教員からの意見を収集する。

6.2 改定の決定は校長が行う。

付則

1 本規定は昭和54年1月1日より効力を発する。

2 令和4年3月31日改定

3 本規定の適用について、18歳に達した生徒については法律上成年となるが、本校に在籍中は上記の通りの取り扱いとする。